

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1311号)

平成27年10月8日

横情審答申第1311号

平成27年10月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成26年12月25日栄税第1506号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成22年度市税賦課額調(2)平成23年度市税賦課額調(3)平成24年度市税賦課額調(4)平成25年度市税賦課額調(5)平成26年度市税賦課額調（栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成22年度市税賦課額調(2)平成23年度市税賦課額調(3)平成24年度市税賦課額調(4)平成25年度市税賦課額調(5)平成26年度市税賦課額調(栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで)」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成26年11月27日付で行った「(1)平成22年度市税賦課額調(2)平成23年度市税賦課額調(3)平成24年度市税賦課額調(4)平成25年度市税賦課額調(5)平成26年度市税賦課額調(以下「本件申立文書」という。)(栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで)」を非開示とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第17条第3項に該当するため非開示とした理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書の特定について

ア 開示請求書には「栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで」と記載されているが、本件請求の際に異議申立人(以下「申立人」という。)と面談をし、「栄区の課税分の登録台数及び種別」とは、軽自動車税の賦課に係る原動機付自転車(以下「原付バイク」という。)、軽自動車等の各区分及び当該各区分における栄区の登録件数を求めるものであることを確認の上、平成22年度から平成26年度までの各年度の市税賦課額調を対象行政文書として特定した。市税賦課額調は、各区分にミニカーやバイクの排気量別(種別)及び登録件数(登録台数)が掲載されたものであり、本件請求において申立人が求める内容そのものである。

イ 申立人は本件異議申立ての理由として「A町3丁目・・・の範囲内で・・・登

録台数の情報も所持していた事実が明らかであり・・・」「電磁的情報文書も作成していた事実がある。」「したがって、栄区には前述した情報を全て開示する義務があった」としているが、本件請求時に、「各町別のデータは無く、栄区全体の数字」となることについて説明済みの事項であり、申立人も了解の上で自ら、開示請求書に「栄区の課税分の登録台数・・・」と記載したことは複数の職員が確認している。

したがって、申立人は、「申立人が開示請求した対象情報と対象文書との間には、請求情報が記載されていない事実との違いと大きな差があったのであるから、非開示決定理由の根拠には、著しい虚偽がある。」と主張しているが、以上の理由により、本件申立文書を特定した本件処分には誤りがないものとする。

(2) 情報公開条例第17条第3項の該当性について

本件申立文書は、横浜市立図書館その他これに類する横浜市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているものであり、本項に規定する条例適用外の資料に該当することから非開示とした。

(3) 本件異議申立ての対象について

異議申立書に記載されている平成26年11月27日栄税第1388号には、本件処分以外に、「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）但し、平成22年1月から平成26年9月まで」の非開示決定（以下「別決定」という。）がある。申立人は、異議申立書に「栄税第1388号の非公開決定を取消す」と記載しているものの、添付している決定通知書は、本件処分に係るものだけであり、別決定のものは添付されていない。また、別決定については、平成26年12月7日付で別途異議申立てがなされていることから本件異議申立ては本件処分に対するものである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部開示を求める。

(2) 栄区総務部税務課（以下「栄区税務課」という。）課員らは、原付バイクと軽四輪車の区民からの登録申請を受け付け、ナンバーの交付、税金の課税・徴収、駐車場証明書等の情報を所持している。さらに、放置バイクなどの登録者には葉書等で撤去・移動の通知をしているから、それらの情報が開示対象であることは明らかで

ある。

栄区が作成した「2014年データでみる栄区」で、申立人が請求した栄区A町3丁目の面積0.136平方キロメートルと人口が記載されていたからその範囲内で原付バイクと軽四輪車の登録台数の情報も所持していた事実が明らかであり、情報開示対象の情報である。

それゆえ栄区がともに登録された原付バイクと軽四輪車の住所地、登録された台数、その密度なども電磁的情報文書も作成していた。

したがって、栄区にはこれらの情報を全て開示する義務があった。

- (3) 栄区があらかじめ所持していた電磁的データ情報は開示対象情報である。非開示決定とする理由の市税賦課額調には当該情報がすべて記載されていると非開示決定通知書には記載がない。

それゆえ、栄区が非開示決定した前提の市税賦課額調の記載内容と申立人が開示請求した対象情報との間には、請求情報が記載されていない大きな差があったのであるから、非開示決定理由の根拠には、著しい虚偽がある。

セーフコミュニティの認証に足る根拠を調査した前提の情報を所持していたものであるからこの情報を、当該市税賦課額調で記載されているとの記載も前提の記載もないので、栄区は非開示決定の前提と記載されていないのを知りながら、虚偽を非開示決定の根拠とした著しい違法性がある。

他方、栄区は、市税賦課額調には、何を、どこまで記載されているとの根拠が記載されていないので、申立人の開示請求権の「知る権利」と「ひとしく役務の提供を受ける権利」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第2項）を、全て拒絶するだけの理由も記載されていない虚偽理由の違法性がある。

- (4) 申立人が栄区に対し開示請求した情報が市税賦課額調に全て記載されていないので、偽った理由で申立人の請求を「条例適用外」とした本件処分には、申立人の知る権利と「ひとしく役務の提供を受ける権利」が侵害されている違法性がある。
- (5) 栄区税務課は、125CC以下の原付バイクを含む軽自動車税の納税義務者から申請を受け付けた事実があるので、駐車場である「主たる定置場」のA町3丁目の住所地Bを記載した「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」（以下「軽自動車税申告書」という。）の正本、副本が存在する。それに加えて、栄区税務課が申請者に対し、標識（ナンバープレート）を交付した事実、ナンバーを記載した文書が存在する事実も明らかである。申立人はその

駐車場である「主たる定置場」を、栄区住所地Bで記載した行政文書の開示を請求した。

- (6) 栄区税務課は、オンライン入力されたデータの一部から作成した市税賦課額調があること、市税賦課額調を栄区税務課が所持していたこと及び「主たる定置場」を市税賦課額調に記載していないことを知っていたのであるから、そもそも開示の対象文書ではなかったことを知っていた。非開示決定通知書には市税賦課額調には「主たる定置場」が記載されているとの記載もなく、当該文書を閲覧することができるとしたのは、著しい違法性・違憲性がある。

そもそも、栄区税務課には軽自動車税申告書がある。同文書には「主たる定置場」の駐車場の住所地の記載があり、開示することができたが、偽って「主たる定置場」の記載のない文書名を書かせ開示を妨害した。したがって、栄区税務課が騙す目的で申立人に市税賦課額調を指定し請求させる行為自体が違法な妨害であり、軽自動車税申告書に記載された「主たる定置場」のみの情報開示をさせない妨害を被った。

- (7) 申立人と戸塚区総務部税務課との間には、申立人の所有権がある土地を、当該バイク等の「主たる定置場」にされた100台ほどの虚偽公文書不実記載、同行使による不法占拠が争われていた。抗議文に対する回答書でも同調査をしたとしたが、当該バイク等の駐車場にした「主たる定置場」はそもそもバイク等の駐車場がマンションに1台も存在しなかった。それゆえ、調査したとの回答が著しい虚偽であった。
- (8) A町3丁目の住所地Bを、駐車場でないにもかかわらず「主たる定置場」と記載した軽自動車税申告書を受け付け、保存期間が残っていた同文書を所持していたのを隠して、「主たる定置場」の記載のない文書名を記載させた強要を受け、違法に情報開示を妨害されたので、直ちに開示を求める。

## 5 審査会の判断

- (1) 軽自動車税賦課徴収及び市税賦課額調に係る事務について

ア 横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）第447条及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第77条に基づき、軽自動車税の納税義務者のうち原付バイク及び小型特殊自動車の納税義務者から、新規取得・廃車等の税申告を受け付け、軽自動車税を賦課徴収している。税申告受付後、横浜市内の各区において横浜市税務オンラインシステムに申告事項をデータとして入力している。

イ 市税賦課額調は、市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税に

関する統計資料であり、軽自動車税については横浜市市税条例第74条に基づく賦課期日である毎年4月1日現在の数値が記載されている。

各区で入力されたデータを基に、平成22年度は総務局主税部税務課で、平成23年度から26年度までは財政局主税部税務課で、年度ごとに賦課額や納税者数等について各区分等の集計を行い作成し、市民閲覧用として横浜市立中央図書館・地域図書館等へ配付している。なお、月別及び町別の統計資料は作成していない。

軽自動車税については、18区別に、原動機付自転車（ミニカー、総排気量50CC以下、総排気量90CC以下、総排気量125CC以下）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の課税客体別に、税額及び登録台数が件数として掲載されている。

(2) 本件異議申立ての対象について

実施機関の説明によると、異議申立書に記載されている平成26年11月27日栄税第1388号には、本件処分及び別決定の二つの非開示決定がある。また、当審査会が本件に係る異議申立書及び添付資料を見分したところ、申立人は、本件に係る異議申立書に「栄税第1388号の非公開決定を取消す」と記載しているものの、添付された決定通知書は本件処分に係るものだけであり、別決定のものは添付されていない。また、別決定については、平成26年12月7日付で、別途異議申立てがなされており、実施機関から平成26年12月25日栄税第1535号により別途当審査会へ諮問されていることから、本件異議申立ての対象は本件処分に対するものとして判断する。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 申立人は、本件請求により求めた情報が本件申立文書には記載がない等として本件申立文書の特定等に誤りがあると主張している。

イ そのため、本件請求時の経緯について確認し、本件申立文書を特定したことの妥当性について検討するため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求時に申立人と面談して、「栄区の課税分の登録台数及び種別」とは、軽自動車税の賦課に係る原動機付自転車、軽自動車等の各区分及び当該各区分における栄区の登録件数を求めるものであることを確認の上、平成22年度から平成26年度までの各年度の市税賦課額調を対象行政文書として特定した。

(イ) 市税賦課額調は、各区分にミニカーやバイクの排気量別（種別）及び登録件数（登録台数）が掲載されたものであり、本件請求において申立人が求める内

容そのものである。

(ウ) 本件請求時に「各町別のデータは無く、栄区全体の数字」となることについて説明しており、申立人も了解の上で自ら、開示請求書に「栄区の課税分の登録台数・・・」と記載したことは複数の職員が確認している。

(エ) 以上の理由により、本件申立文書を特定した。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会が見分したところ、開示請求書には「栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで」と記載されていることが認められた。

(イ) また、実施機関の職員が、本件請求時に申立人と面談して、申立人の請求内容が、平成22年1月から平成26年9月までの、軽自動車税の賦課に係る原動機付自転車、軽自動車等の各区分及び当該各区分における栄区の登録件数を求めるものであることを確認し、申立人の請求内容に合致する情報の記載がある文書としては市税賦課額調が存在することや、「各町別のデータは無く、栄区全体の数字」が記載されていることを申立人に対して説明した上で、申立人が本件請求を行っている。

(ウ) 前述の(ア)及び(イ)を踏まえると、実施機関が本件申立文書を対象行政文書として特定したことは、特段不合理とは言えない。

(エ) なお、実施機関におかれては、開示請求がなされた場合には、請求の趣旨を十分に確認し、その趣旨に沿った文書を特定するために必要な情報提供を行うとともに、横浜市立図書館等において市民の利用に供されている情報については、情報が掲載されている資料名称やその内容、提供場所等を示した上で、開示請求の手続によらずに入手できることを案内するなど、適切な情報提供を行うよう努められたい。

(オ) 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定して情報公開条例第17条第3項に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年1月15日 (第180回第三部会) 平成27年1月22日 (第262回第一部会) 平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・諮問の報告
平成27年2月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年7月23日 (第273回第一部会)	・審議
平成27年8月27日 (第274回第一部会)	・審議
平成27年9月10日 (第275回第一部会)	・審議